

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人子ども電話・童神と称する。

(目 的)

第 2 条 目的

当法人は、『子どもの権利条約』の理念を踏まえ、若年者からの電話やソーシャルネットワークサービスにより、若年者の話に耳を傾け、若年者の気持ちに寄り添い、電話（ソーシャルネットワークサービスを含む）による心の居場所を作り、若年者が生きやすい社会の実現を目指すことで、どの子どもも安心して安全に自分らしく生きることのできる社会を目指すことを目的とする。

事業

- (1) 1 8 歳以下の子どもからの電話をボランティアで受ける活動
- (2) 1 8 歳～ 2 3 歳の若年者からの相談をソーシャルネットワークサービスの通話機能を使用して無償又は低価格の料金で受ける活動
- (3) 前項 1 及び 2 を行うボランティア、相談員を養成するための講座、認定試験の企画・運営及び認定後の助言、指導
- (4) 当法人の活動を周知するための広報活動
- (5) 活動資金を調達するための街頭募金、チャリティーライブ・チャリティーコンサート、物品販売等の企画、運営
- (6) 当法人の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員

(社員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所、又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
- 2 死亡
- 3 総社員の同意
- 4 除名

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれにあたる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事及び監事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第21条 理事には、報酬等は支払わないものとする。ただし、講演会等への出席旅費及び日当(あらかじめ社員総会の承認を得て定めるものに限る。)についてはこの限りでない。

第6章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第23条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第24条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第25条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第26条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- 1 社員総会の決議
- 2 社員が欠けたこと
- 3 合併(合併により当法人が消滅する場合)
- 4 破産手続開始の決定
- 5 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第27条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議により、
国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関
する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。